

# 令和 8 年度

## 第 1 回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和 8 年 7 月 1 日（水）15:00～  
場 所 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館  
共用大会議室（2 階）

### 議 事 次 第

- 1 沖縄地方最低賃金審議会委員紹介
- 2 会長、会長代理の選任について
- 3 沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）
- 4 沖縄労働局長挨拶
- 5 議題等
  - （1）沖縄地方最低賃金審議会運営規程（案）について
  - （2）沖縄県最低賃金専門部会の設置について
  - （3）最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について
  - （4）運営小委員会の設置等について
  - （5）沖縄地方最低賃金審議会の年間審議計画（案）について
  - （6）その他

## 令和8年度 第1回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

|    |                                                                                        |         |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1  | 令和8年度 沖縄地方最低賃金審議会委員名簿                                                                  | P1～P2   |
| 2  | 沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）                                                                   | P3～P4   |
| 3  | 沖縄地方最低賃金審議会運営規程（案）                                                                     | P5～P6   |
| 4  | 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程（案）                                                          | P7～P8   |
| 5  | 沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）                                                               | P9～P10  |
| 6  | 関係法令等(抜粋)<br>・最低賃金法<br>・最低賃金審議会令及び施行規則                                                 | P11～P14 |
| 7  | 令和8年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画（案）                                                               | P15～P20 |
| 8  | 2026年度特定(産業別)最低賃金 改正の申出意向表明について<br>(2026年2月27日)                                        | P21～P22 |
| 9  | メーデー沖縄県集会決議の実現を求める要請<br>(沖縄県労働組合総連合、2026年6月12日)                                        | P23～P24 |
| 10 | 「最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化を<br>求める会長声明」について<br>(沖縄弁護士会 2026年（令和8年）6月18日付け沖弁発第35号) | P25～P28 |
| 11 | 業務改善助成金の実績<br>(最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策)                                                | P29～P30 |
| 12 | 令和7年4月～令和8年4月までのパート求人平均賃金（時給）の推移                                                       | P31～P32 |
| 13 | 「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の<br>整理」について                                            | P33～P54 |

※ 別冊（参考資料編）

令和 8 年度沖縄地方最低賃金審議会委員名簿

|         | 氏 名                                                                                                     | 現 職                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 公益代表委員  | <small>いわ</small> 岩 <small>はし</small> 橋 <small>ろ</small> 培 <small>き</small> 樹                           | 琉球大学国際地域創造学部<br>教授        |
|         | <small>う</small> 上 <small>え</small> 江 <small>ず</small> 洲 <small>じゅん</small> 純 <small>こ</small> 子        | 沖縄国際大学法学部<br>教授           |
|         | <small>きん</small> 金 <small>じょう</small> 城 <small>とも</small> 智 <small>やす</small> 誉                        | 弁護士                       |
|         | <small>しろ</small> 城 <small>ま</small> 間 <small>ただし</small> 貞                                             | 公認会計士・税理士                 |
|         | <small>にし</small> 西 <small>むら</small> 村 オ リ エ                                                           | 弁護士                       |
| 労働者代表委員 | <small>いし</small> 石 <small>かわ</small> 川 <small>しゅう</small> 修 <small>じ</small> 治                         | 日本労働組合総連合会沖縄県連合会<br>副事務局長 |
|         | <small>たい</small> 平 <small>ら</small> 良 <small>てつ</small> 哲 <small>やす</small> 康                          | 日本労働組合総連合会沖縄県連合会<br>事務局長  |
|         | <small>た</small> 田 <small>なか</small> 中 <small>しゅん</small> 俊 <small>じ</small> 治                          | U Aゼンセン沖縄県支部<br>支部長       |
|         | <small>てる</small> 照 <small>き</small> 喜 <small>な</small> 名 <small>とも</small> 朝 <small>かず</small> 和       | 沖縄電力関連産業労組総連合<br>副事務局長    |
|         | <small>の</small> 野 <small>はら</small> 原 <small>よう</small> 陽 <small>こ</small> 子                           | イオン琉球労働組合<br>中央執行委員長      |
| 使用者代表委員 | <small>あら</small> 新 <small>かき</small> 垣 <small>とも</small> 朝 <small>お</small> 雄                          | 那覇商工会議所<br>総務部長           |
|         | <small>き</small> 喜 <small>ゆ</small> 友 <small>な</small> 名 <small>とも</small> 朝 <small>ひろ</small> 弘        | 沖縄県中小企業団体中央会<br>専務理事      |
|         | <small>た</small> 田 <small>ばた</small> 端 <small>かず</small> 一 <small>お</small> 雄                           | 沖縄県経営者協会<br>専務理事          |
|         | <small>つ</small> 津 <small>は</small> 波 <small>こ</small> 古 <small>とおる</small> 透                           | 沖縄県商工会連合会<br>専務理事         |
|         | <small>ひ</small> 比 <small>が</small> 嘉 <small>か</small> 華 <small>な</small> 奈 <small>え</small> 江          | 株式会社Life is Love<br>代表取締役 |
| 備考      | ※ 発令年月日 令和 7 年 4 月 1 日<br>(なお、平良哲康委員及び田中俊治委員は、令和 7 年11月18日発令)<br>※ 任期満了日 令和 9 年 3 月31日<br>※ 各委員の配列は五十音順 |                           |





沖労発基 0701 第 1 号  
令和 8 年 7 月 1 日

沖縄地方最低賃金審議会

沖縄労働局長 宮本 淳子

沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、沖縄県最低賃金（昭和 55 年沖縄労働基準局最低賃金告示第 1 号）の改正決定について、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議を求める。



## 沖縄地方最低賃金審議会運営規程（案）

## （目的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

## （会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

## （小委員会）

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

## （委員の欠席等）

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

## （会議における発言）

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

## （会議の公開）

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を一部非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

## （議事録及び議事要旨）

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答申書などを局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和 年 月 日から施行する。



## 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程（案）

## （目 的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

## （構 成）

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の計9人とする。

## （会議の招集）

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

## （実地調査及び参考人意見聴取）

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

## （委員の欠席等）

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項(第6条第6項において準用する場合を含む)に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

## （会議における発言）

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

## （会議の公開）

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を一部非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、書面により沖縄地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県最低賃金についてのすべての審議が終了し、本審の決議をもって、これを廃止する。

(規程の改廃等)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行い、この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この規程は令和 年 月 日から施行する。

## 沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）

## （設 置）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第3条に基づき、審議会の決議をもって、運営小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

## （構 成）

第2条 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人をもって組織する。

## （委員）

第3条 委員は、審議会の委員のうちから選出する。

2 委員の任期は、1年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （小委員会）

第4条 小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

## （会議の招集等）

第5条 小委員会は、委員長が必要と認めたときのほか、審議会会長、沖縄労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

2 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開催できないものとする。

3 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

4 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

## （実地調査及び参考人意見聴取）

第5条の2 委員長は、小委員会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

## （審議事項）

第6条 小委員会は、審議会の議決に基づき附託された事項について審議を行うものとする。

## （会議の公開）

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は会議を一部非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 委員長は、小委員会の審議結果について、書面をもって審議会会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則 この規程は令和 年 月 日から施行する。

## 最 低 賃 金 法 （抜粋）

## （最低賃金の原則）

第 9 条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

## （地域別最低賃金の決定）

第 10 条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

## （地域別最低賃金の改正等）

第 12 条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

## （会長）

第 24 条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第 2 項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

## （専門部会）

第 25 条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

3 専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

## （政令への委任）

第 26 条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は政令で定める。

# 最低賃金審議会令（抜粋）

## （組織）

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。

## （委員の推薦）

第3条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があった候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかったときは、この限りでない。

## （会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## （最低賃金専門部会）

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする。

4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

※ 沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の改正について、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。

但し、多数決の場合は直ちに（当日又は翌日）審議会を開催し議決する。

なお、故意に発効を遅らすようなことが生じた場合は、改めてこの運用を検討する。

## （雑則）

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 最 低 賃 金 法 施 行 規 則 （抜粋）

（関係労働者及び関係使用者の意見）

第 11 条 都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正に若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく法第 25 条第 5 項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。





令和8年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画(案)

No.1

| 番号 | 月 日                      | 曜日          | 沖縄地方最低賃金審議会(本審) |                              |                                                                                                                 | 運営小委員会       |                                                  |              | 地域別最低賃金専門部会                                                                      |    |         | 備考              |
|----|--------------------------|-------------|-----------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------|----|---------|-----------------|
|    |                          |             | 回数              | (公 益 調 整)                    | 主 要 議 題                                                                                                         | 回数           | 主 要 議 題                                          | 回数           | 主 要 議 題                                                                          | 回数 | 主 要 議 題 |                 |
| 1  | 7. 1<br>(大会議室)           | 水           | 1 回<br>15:00    | ○年間審議計画<br>○専門部会、運小役割分担      | ○会長、会長代理選出 ○地域最賃改定諮問<br>○地域専門部会の設置 ○令第6条第5項適用<br>○運営小委員会の設置 ○年間審議日程計画                                           |              |                                                  |              |                                                                                  |    |         |                 |
|    | 7. 1(水)<br>～7. 16(木)     |             |                 |                              | 地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/1～7/16)                                                                        |              |                                                  |              | 専門部会委員の推薦に係る公示(7/1～7/16)                                                         |    |         | 庁舎掲示板/HP<br>に掲示 |
| 2  | 7. 22<br>(大会議室)          | 水           |                 |                              |                                                                                                                 |              |                                                  | 1 回<br>15:00 | ○(地域別)部会長、部会長代理選出<br>○実地視察・参考人聴取等の実施について                                         |    |         |                 |
| 3  | 7. 24<br>～7. 28<br>(事業場) | 金<br>～<br>火 |                 |                              |                                                                                                                 |              |                                                  | 2 回          | ○(地域別) 事業場実地視察<br>※左記期間において、影響率・未満率を考慮した3業種から1事業場ずつ選定の上視察予定                      |    |         | 各側委員1名          |
| 4  | 7. 31<br>(大会議室)          | 金           | 2 回<br>13:00    |                              | ○中賃目安伝達<br>○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について諮問<br>○最賃基礎調査結果報告                                                              | 1 回<br>14:00 | ○委員長、委員長代理選出<br>○特定(産別)最賃改定の<br>必要性の有無に係る検討      | 3 回<br>15:00 | ○実地視察結果<br>○参考人意見聴取                                                              |    |         |                 |
| 5  | 8. 3<br>(大会議室)           | 月           |                 |                              |                                                                                                                 |              |                                                  | 4 回<br>14:00 | ○(地域別) 額提示、調整                                                                    |    |         |                 |
| 6  | 8. 5<br>(大会議室)           | 水           |                 |                              |                                                                                                                 |              |                                                  | 5 回<br>14:00 | ○(地域別) 額調整                                                                       |    |         |                 |
| 7  | 8. 7<br>(大会議室)           | 金           | 3 回<br>16:00    | ○特定(産別)最賃専門部会<br>役割分担、運営について | ○地賃専門部会報告(8/7専門部会で結審の場合)<br>(全会一致でなかった場合、採決)<br>○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について運小<br>の結果報告及び答申<br>○特定(産別)最賃改定諮問(必要ありの場合) | 2 回<br>13:00 | ○関係人意見聴取(概要書)<br>○特定(産別)最賃改定の必要性<br>の有無についてとりまとめ | 6 回<br>14:00 | ○(地域別)額調整(結審)                                                                    |    |         |                 |
|    | 8. 7(水)<br>～8. 24(月)     |             |                 |                              | 地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/7採決の場合)<br>特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/7～8/24)                            |              |                                                  |              | 地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示：令第6条第5項適用の場合)<br>(特定)専門部会委員の推薦に係る公示<br>(8/7～8/24) |    |         |                 |
| 8  | 8. 12<br>(大会議室)          | 水           | 4 回<br>16:00    |                              | ○地賃専門部会報告(8/12専門部会で結審の場合)<br>(全会一致でなかった場合、採決)                                                                   |              |                                                  | 7 回<br>14:00 | ○(地域別)額調整予備(結審)                                                                  |    |         |                 |
|    | 8. 12(水)<br>～8. 27(木)    |             |                 |                              | 地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/12採決の場合)                                                                       |              |                                                  |              |                                                                                  |    |         |                 |

資料 7-1

| 番<br>号 | 月 日                   | 曜日     | 沖縄地方最低賃金審議会（本審）            |                                 |                                       | 運営小委員会 |         |                                                   | 最低賃金専門部会                                                                                                 |  |  |
|--------|-----------------------|--------|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|--------|---------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
|        |                       |        | 回数                         | (公 益 調 整)                       | 主 要 議 題                               | 回数     | 主 要 議 題 | 回数                                                | 主 要 議 題                                                                                                  |  |  |
| 9      | 8. 25<br>(中金講堂)       | 火      | 4 回<br>(または<br>5回)<br>9:30 |                                 | 異議審 (8/7答申の場合)<br>異議申出内容にかかる審議        |        |         |                                                   |                                                                                                          |  |  |
|        | 8.26<br>(大会講堂)        | 水      |                            | 異議審 (8/10答申の場合)<br>異議申出内容にかかる審議 |                                       |        |         |                                                   |                                                                                                          |  |  |
|        | 8.28<br>(大会講堂)        | 金      |                            | 異議審 (8/12答申の場合)<br>異議申出内容にかかる審議 |                                       |        |         |                                                   |                                                                                                          |  |  |
|        | 9. 1<br>(大会講堂)        | 火      |                            | 異議審 (8/14答申の場合)<br>異議申出内容にかかる審議 |                                       |        |         |                                                   |                                                                                                          |  |  |
| 10     | 9. 3<br>(大会講堂)        | 木      |                            |                                 |                                       |        |         | 1 回<br>14:00                                      | (産業別合同部会)<br>○ 部長、部長代理選出<br>○ 実態調査報告 ○ 審議会部会日程調整<br>(産業別資料説明)<br>◇ 新聞業 ◇ 自動車(新車)小売業<br>◇ 各種商品小売業 ◇ 糖類製造業 |  |  |
| 11     | 9. 8<br>(大会講堂)        | 火      |                            |                                 |                                       |        |         | 2 回<br>14:00<br>15:30                             | (産業別) ○ 額の提示<br>◇ 新聞業(14:00～)<br>◇ 自動車(新車)小売業 (15:30～)                                                   |  |  |
| 12     | 9. 9<br>(大会講堂)        | 水      |                            |                                 |                                       |        |         | 2 回<br>14:00<br>15:30                             | (産業別) ○ 額の提示<br>◇ 各種商品小売業(14:00～)<br>◇ 糖類製造業 (15:30～)                                                    |  |  |
| 13     | 9. 11<br>(大会講堂)       | 金      |                            |                                 |                                       |        |         | 3 回<br>14:00                                      | (産業別) ○ 額の調整 (結審)<br>◇ 新聞業                                                                               |  |  |
| 14     | 9. 11(金)<br>～28(月)    |        |                            |                                 |                                       |        |         | 特定最賃 (新聞) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用)  |                                                                                                          |  |  |
|        | 9. 14<br>(大会講堂)       | 月      |                            |                                 |                                       |        |         | 3 回<br>14:00                                      | (産業別) ○ 額の調整 (結審)<br>◇ 自動車(新車)小売業                                                                        |  |  |
|        | 9. 14(月)<br>～9. 29(火) |        |                            |                                 |                                       |        |         | 特定最賃 (自動車) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用) |                                                                                                          |  |  |
| 15     | 9. 15<br>(大会講堂)       | 火      |                            |                                 |                                       |        |         | 3 回                                               | (産業別) ○ 額の調整 (結審)<br>◇ 各種商品小売業                                                                           |  |  |
|        | 9. 15(火)<br>～9. 30(水) |        |                            |                                 |                                       |        |         | 14:00                                             | 特定最賃 (各種商品) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用)                                                       |  |  |
|        | 9. 16<br>(大会講堂)       | 水      |                            |                                 |                                       |        |         | 3 回<br>14:00                                      | (産業別) ○ 額の調整 (結審)<br>◇ 糖類製造業                                                                             |  |  |
| 16     | 9. 16(水)<br>～10. 1(木) |        |                            |                                 |                                       |        |         | 特定最賃 (糖類) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用)  |                                                                                                          |  |  |
| 17     | 9. 17. 18<br>(大会講堂)   | 木<br>金 |                            |                                 |                                       |        |         | 4 回<br>14:00～<br>15:30～                           | (産業別) ○ 額の調整 (結審：予備日)<br>各業種                                                                             |  |  |
| 18     | 9. 24<br>(大会講堂)       | 木      | 5 回<br>15:00               |                                 | ○ (産業別) 額調整<br>※専門部会で結審に至らなかった場合 (採決) |        |         |                                                   |                                                                                                          |  |  |
|        | 9. 24(木)<br>～10. 9(金) |        |                            |                                 |                                       |        |         | 特定最賃 (各業種) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示             |                                                                                                          |  |  |

| 番 号 | 月 日               | 曜 日 | 沖縄地方最低賃金審議会（本審） |           |                                                                        | 運営小委員会 |         | 最低賃金専門部会 |         |
|-----|-------------------|-----|-----------------|-----------|------------------------------------------------------------------------|--------|---------|----------|---------|
|     |                   |     | 回 数             | （公 益 調 整） | 主 要 議 題                                                                | 回 数    | 主 要 議 題 | 回 数      | 主 要 議 題 |
|     | 9. 3. 8<br>(大会議室) | 月   | 6 回<br>16:00    |           | ○令和8年度の審議会総括について<br>○令和9年度特賃（差別）最低賃金申出意向確認<br>○最低賃金専門部会の廃止について<br>○その他 |        |         |          |         |



[illegible][illegible][illegible][illegible]

| 10月         | 1                                  | 2                                  | 3 | 4 | 5                                  | 6                                  | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13                                 | 14                                 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|-------------|------------------------------------|------------------------------------|---|---|------------------------------------|------------------------------------|---|---|---|----|----|----|------------------------------------|------------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 曜日          | 木                                  | 金                                  | 土 | 日 | 月                                  | 火                                  | 水 | 木 | 金 | 土  | 日  | 月  | 火                                  | 水                                  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
| 審議会<br>会議種別 | 第6回<br>本審<br>(9月15日<br>定例会の<br>場合) | 第6回<br>本審<br>(9月16日<br>定例会の<br>場合) |   |   | 第6回<br>本審<br>(9月17日<br>定例会の<br>場合) | 第6回<br>本審<br>(9月18日<br>定例会の<br>場合) |   |   |   |    |    |    | 第6回<br>本審<br>(9月24日<br>定例会の<br>場合) | 第6回<br>本審<br>(9月25日<br>定例会の<br>場合) |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 開催時間        | 9:30～                              | 9:30～                              |   |   | 9:30～                              | 9:30～                              |   |   |   |    |    |    | 9:30～                              | 9:30～                              |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 公示期間        |                                    |                                    |   |   |                                    |                                    |   |   |   |    |    |    |                                    |                                    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| その他         |                                    |                                    |   |   |                                    |                                    |   |   |   |    |    |    |                                    |                                    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

| 3月          | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8         | 9 | 10 | 11 | 12     | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |  |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|-----------|---|----|----|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|
| 曜日          | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月         | 火 | 水  | 木  | 金      | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  |  |
| 審議会<br>会議種別 |   |   |   |   |   |   |   | 第6回<br>本審 |   |    |    | (予備日)  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |
| 開催時間        |   |   |   |   |   |   |   | 16:00～    |   |    |    | 16:00～ |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |
| 公示期間        |   |   |   |   |   |   |   |           |   |    |    |        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |
| その他         |   |   |   |   |   |   |   |           |   |    |    |        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |

連合沖縄発第043号  
2026年2月27日

沖縄労働局  
局長 柴田 栄二郎 様

日本労働組合総連合会  
沖縄県連合会(連合会)  
最低賃金対策委員会  
委員長 田中 隆雄

2026年度 特定(産業別)最低賃金  
改正の申出意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定に基づく標記の改正申出について、別紙のとおり意向表明します。



# 2026年度特定（産業別）最低賃金改正の申出意向表明

2026年2月27日

## 1. 産業別最低賃金の改正

| 最低賃金の件名    | 申出代表者氏名等                          | 申出の内容（最低賃金の適用を受ける基幹的労働者の範囲）                                                                                                                         | 申出の理由                                                      | 申出の時期  |
|------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|--------|
| 糖類製造業      | 全沖縄製糖労働組合<br>執行委員長<br>嘉手納 弾       | 沖縄県において糖類製造業を営む使用者に使用される労働者<br>但し、次に掲げる者を除く<br>1. 18歳未満および65歳以上の者<br>2. 雇入れ後6ヶ月未満の者であって技能修得中の者<br>3. 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者<br>適用労働者 590人 | 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意による | 7月上旬まで |
| 新聞業        | 沖縄タイムス労働組合<br>執行委員長<br>照屋 剛志      | 沖縄県において新聞業を営む使用者に使用される労働者<br>但し、次に掲げる者を除く<br>1. 同 上<br>2. 同 上<br>3. 同 上<br>適用労働者530人                                                                | 同 上                                                        | 同 上    |
| 各種商品小売業    | リウボウインダストリー労働組合<br>執行委員長<br>森田 和也 | 沖縄県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者<br>但し、次に掲げる者を除く<br>1. 同 上<br>2. 同 上<br>3. 同 上<br>適用労働者 5,190人                                                         | 同 上                                                        | 同 上    |
| 自動車小売業（新車） | 自動車総連<br>沖縄地方協議会<br>議長<br>玉城 良太   | 沖縄県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者<br>但し、次に掲げる者を除く<br>1. 同 上<br>2. 同 上<br>3. 同 上<br>適用労働者 2,200人                                                          | 同 上                                                        | 同 上    |





2026年6月12日

沖縄労働局

局長 宮本 淳子 様

那覇市奥武山町26-24 奥武山マンションビル

メーデー実行委員会

代表委員 穴井輝明(沖縄県労働組合総連合議

### メーデー沖縄県集会決議の実現を求める要請

去る5月1日に開催した第97回メーデー沖縄県集会において、別添の決議を採択しました。

貴職におかれましては、決議事項を速やかに実現していただくよう要請いたします。

以上

## すべての労働者が安心して働き暮らしていける

### 社会の実現を求める決議

2025 年の最低賃金改定は全国加重平均は 1,121 円となり全ての都道府県で 1,000 円を超えました。これは私たち労働者が「デフレ脱却には個人消費を増やすための賃上げが必要」「内部留保を賃上げに回せ」と声をあげ続けたことが世論を動かしたことによる成果です。

しかし、昨今の物価高騰や消費税の負担は重くのしかかり、また今年になってからはアメリカとイスラエルが始めた無秩序なイランへの侵略戦争は、国民の困窮に一層拍車をかけています。

そのような状況に陥っていても政府はアメリカを批判するどころか賞賛し、アメリカ言いなりに軍事費に国民の血税を湯水のように注ぎ込み日本列島の軍事要塞化を狙っています。

さらに中小企業置き去りの大企業優先の政策によって、中小企業は賃上げを行って人材を確保したくても経営状況が厳しく賃上げができずに人材を確保できない、従業員は低賃金のまま、人員不足で過重労働を強いられ、体を壊して現場を去っていくというまさに負のスパイラルに陥っています。

日本政府が今なすべきことは、軍事費を削って国民のいのちとくらしを守るために社会保障制度を充実させ、中小企業保護のための財政支援を予算に使うことです。正規雇用の確保ですべての労働者の賃上げをして若者たちが安心して結婚し、子を産み育てる環境づくりに予算を投じることです。

先進国の中で過去 20 年以上も実質賃金が上がらないのは日本だけであり、このままでは日本の将来を展望することもできません。

私たちはすべての労働者が将来に展望を持ち、8 時間働けば普通にくらせる日本にするために下記事項の実現を強く求めます。

#### 記

- 一、すべての労働者が 8 時間働けば普通にくらせる社会の一步として、全国最低賃金制度の確立、最低賃金を 1,700 円に引き上げる事。中小企業の賃上げへの財政支援や社会保険料の軽減などの支援策を講じること
- 一、大軍拡をすすめる軍事費は削減し、医療・福祉などの社会保障費を充実させること
- 一、地域経済を活性化し官製ワーキングプアを作り出さないために県の公契約条例を実効性のある条例としていただくこと
- 一、医療・介護・保育労働者などケア労働者をはじめ、非正規雇用労働者の抜本的な処遇改善、人員体制を拡充する事。ケア労働者の賃上げは、国の責任で財源を確保すること
- 一、消費税を廃止し、大企業に相応の負担を求めること

以上

2026 年 5 月 1 日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿

沖縄県知事 玉城 デニー 殿

第 97 回メーデー沖縄県集会

沖弁発第35号

2026年(令和8年)6月18日

沖縄地方最低賃金審議会 御中



沖縄弁護士会

会 長 金 高 皇

「最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化を求める会長声明」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会は、「最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化を求める会長声明」を発表いたしました。

つきましては、本声明の趣旨をお汲み取りの上、貴殿の特段のご協力、ご高配を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差是正  
及び中小企業支援強化を求める会長声明

1. 近時の最低賃金額改定をめぐる動向

厚生労働大臣は、近いうちに、中央最低賃金審議会（以下「中央審議会」という。）に対し、2026年度（令和8年度）地域別最低賃金額改定の目安についての諮問を行い、中央審議会から答申が行われる見込みである。

昨年8月4日、中央審議会は、各都道府県の引上げ額の目安について、全国加重平均63円の引上げ（仮に目安どおりに引上げが行われた場合の全国加重平均1118円、引上げ率6.0%）という答申を行った。

これを受け、沖縄地方最低賃金審議会（以下「沖縄地方審議会」という。）は、71円の引上げ（引上げ率7.46%）の答申を行い、沖縄県における最低賃金額は、2025年（令和7年）12月1日以降1023円となった。

2. 最低賃金額の更なる引上げの必要性

(1) 労働者の生活の安定確保

昨年沖縄地方審議会が引上げ率7.46%の引上げの答申を行ったことは、これまで当会が毎年求めてきた最低賃金額の引上げに沿うものであって評価できる。

しかしながら、時給1023円では、1日8時間、週40時間、月173時間働いたとしても、月収17万6979円、年収約212万円にしかない。

この収入では、労働者が賃金だけで自らの生活を維持し、将来のための貯蓄をしていくことは極めて困難であり、最低賃金法第1条が目的として掲げる「労働者の生活の安定」を図ることは困難である。

(2) 物価の上昇

近年、食料品や光熱費など生活関連品の物価の上昇が続いており、総務省の消費者物価指数は、2020年を100とすると、2026年3月には112.7と12.7%も上昇しており、この数年のインフレ基調は収まる気配がない。

また、特に生活に欠かせない食料品、殊に生鮮食品については、2020年を100とした場合、2026年3月には127.6となっている。

さらに、沖縄県は輸送費が高いことから、全国と比べても沖縄県の消費者物価は高く、直近（2024年）の消費者物価地域差指数は、総合で100.2（全国9位）、食料に限れば沖縄県は全国で最も高く、106.7である。

このような物価上昇の継続は、特に低所得世帯の生活に深刻な影響を及ぼしており、労働者の生活を守るために、労働者の実質賃金の上昇を実現する必要がある。

そのためにはまず最低賃金額を大きく引き上げることが何よりも重要である。

(3) 子どもの貧困問題の抜本的な解決に資すること

近年、沖縄県において積極的に取り組まれている子どもの貧困問題についても、

これを抜本的に解決するためには子育て世代の所得向上が不可欠であり、そのためにも最低賃金額の引上げが直接的かつ効果的である。

(4) 政府の最低賃金引上げ目標

政府は、2025年（令和7年）6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太方針2025）において、最低賃金について、「2020年代に全国平均1,500円」という目標を明記した。

このような政府の目標達成のためにも、最低賃金の引上げを加速させなければならない。

(5) 小括

以上からすれば、今年度も更なる最低賃金額の引上げが必要である。

3 最低賃金額の地域間格差是正の必要性

(1) 東京都と沖縄県の最低賃金額の格差

最低賃金額の地域間格差が依然として大きいことも見過ごすことのできない重大な問題である。

最低賃金が全国で最も高い東京都と沖縄県の格差は、近時、少しずつ縮まっており、昨年度には格差がさらに8円縮小した点は評価できる。

しかし、それでも2025年（令和7年）の最低賃金は、東京都で時給1226円であるのに対し、沖縄県では時給1023円と、その間には依然として203円もの開きがある。

最低賃金額の高低と人口の転出入には相関関係があるところ、最低賃金の低い地方の経済が停滞することにより、地域間の格差が固定、拡大するものであることから、地域経済の活性化のためにも、地方における最低賃金額の引上げによる格差是正が必要である。

(2) 労働者の最低生計費の地域間格差がほとんどないこと

また、地域別最低賃金額を決定する際の考慮要素とされる労働者の最低生計費は、地方と都市部との間で、地域間格差がほとんどないことが確認されている。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされること等が背景にある。

(3) 小括

このような状況も踏まえ、最低賃金額の地域間格差は早急に是正されるべきである。

4 最低賃金額の引上げに伴う中小企業支援策の強化

(1) 中小企業に対する支援の必要性

他方、最低賃金額の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、最低賃金額を引き上げても円滑に事業を継続して雇用の維持が図れるよう

十分な支援策を講じることが重要である。特に近年の人手不足を受け、中小企業においては業績が改善されていないにもかかわらず、人手を確保するために賃上げせざるを得ない状況が見られ、中小企業に対する支援は喫緊の課題である。

## (2) 中小企業に対する支援策

この点、国は、最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策として、専門家派遣・相談等支援事業、業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金等の制度による支援を実施しているところであるが、前述のとおり政府が最低賃金引上げ目標を掲げていることに鑑みると、国において、中小企業に対する対策のさらなる拡充が図られるべきである。

具体的には、社会保険料の減免や減税、補助金支給等の即応性・実効性の高い支援策のほか、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるための取引適正化支援等、長期的継続的に中小企業支援策を強化すべきである。

なお、沖縄地方審議会も、昨年最低賃金額の答申の際に、国に対し、最低賃金の引上げの影響を大きく受ける業種の生産性向上支援など実効性のある施策を実施するよう要望する等の付帯決議を行っているところである。

## 5 結論

上記のような状況を踏まえ、当会は、中央審議会に対し、最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差の是正を、沖縄地方審議会に対し、最低賃金額を大幅に引き上げる旨の答申をすることを、そして国に対し、中小企業支援策の強化を、それぞれ求めるものである。

2026年(令和8年)6月18日

沖縄弁護士会

会長 金 高 望

## 業務改善助成金の実績（最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策）

|    | 令和 4 年度      |              | 令和 5 年度        |                | 令和 6 年度       |               |
|----|--------------|--------------|----------------|----------------|---------------|---------------|
|    | 申請受付<br>件数   | 交付決定<br>件数   | 申請受付<br>件数     | 交付決定<br>件数     | 申請受付<br>件数    | 交付決定<br>件数    |
| 沖縄 | 87(27%増)     | 82(51%増)     | 317 (264%増)    | 220 (168%増)    | 419 (32%増)    | 354 (60%増)    |
| 全国 | 7,264 (44%増) | 5,672 (47%増) | 19,764 (172%増) | 13,603 (139%増) | 21,783 (10%増) | 18,601 (36%増) |

| 令和 7 年度    |            |
|------------|------------|
| 申請受付<br>件数 | 交付決定<br>件数 |
| 610 (45%増) | 532 (50%増) |
| 全国         |            |

※1 令和4年度、令和5年度は通常コースと特例コースの合計件数

※2 特例コースは令和5年1月31日で申請受付終了

※3 令和8年度は、令和8年9月1日からの受付となります。

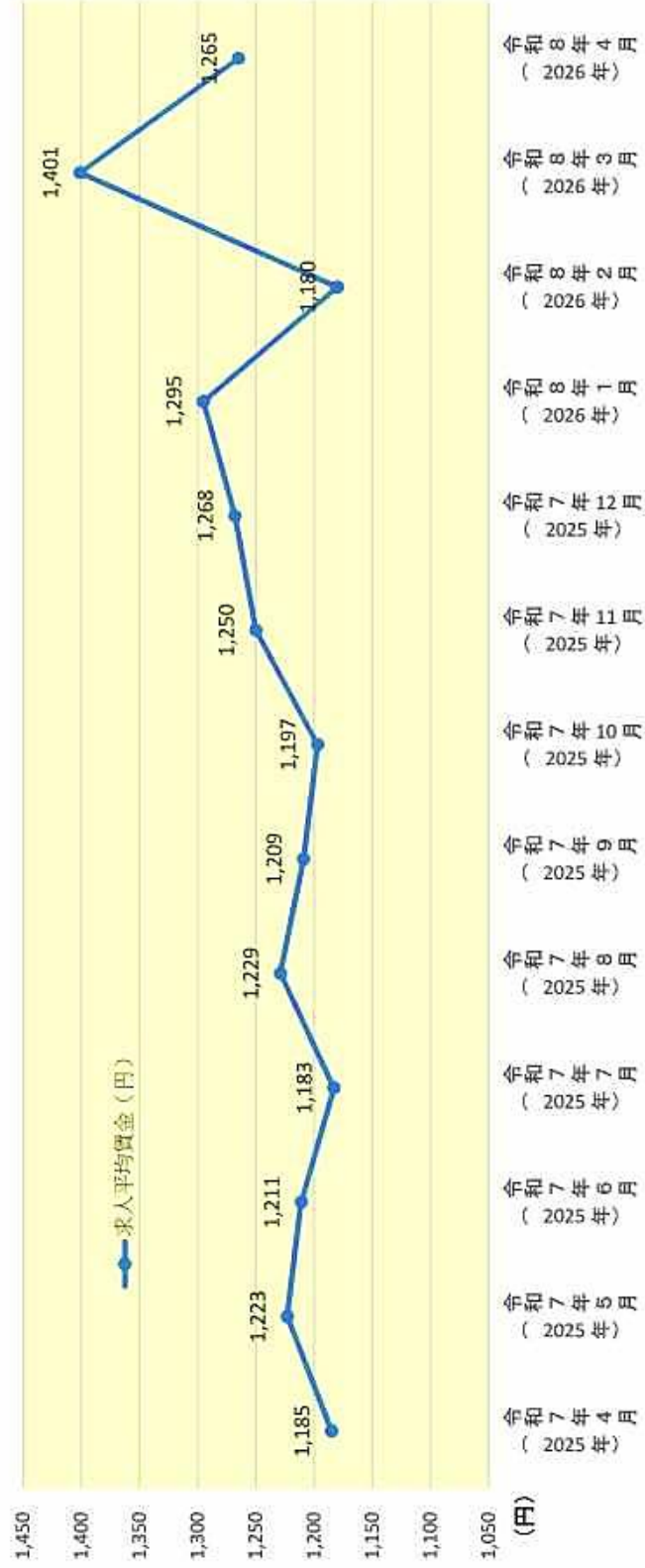




# パート求人平均賃金(時給)(職業計)

令和7年4月～令和8年4月までのパート求人平均賃金(時給)の推移

| 月別        | 令和7年4月<br>(2025年) | 令和7年5月<br>(2025年) | 令和7年6月<br>(2025年) | 令和7年7月<br>(2025年) | 令和7年8月<br>(2025年) | 令和7年9月<br>(2025年) | 令和7年10月<br>(2025年) | 令和7年11月<br>(2025年) | 令和7年12月<br>(2025年) | 令和8年1月<br>(2026年) | 令和8年2月<br>(2026年) | 令和8年3月<br>(2026年) | 令和8年4月<br>(2026年) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 求人平均賃金(円) | 1,185             | 1,223             | 1,211             | 1,183             | 1,229             | 1,209             | 1,197              | 1,250              | 1,268              | 1,295             | 1,180             | 1,401             | 1,265             |



出所: 沖縄労働局職業安定課(労働市場の動き)



## 令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理

令和8年6月23日

## 1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題

令和7年度の地域別最低賃金については、令和7年9月5日までに全ての地方最低賃金審議会で答申が出され、全国加重平均で1,121円、過去最大66円の引上げとなった。

令和7年度は、中央最低賃金審議会において、A・Bランク63円、Cランク64円と、昭和53年度に目安制度が始まって以降、最も高い引上げ額の目安（以下「目安額」という。）が提示された。また、この目安額を踏まえ、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となった。

また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

これら令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえると、

- ・ 目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかと、審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと
- ・ 地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること

等の課題があったと考えられる。

そこで、今般、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）」において、令和8年度以降の審議に向けて、主にこれら2つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととした。

## 2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方

## (1) 課題

- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項において、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素のデータに基づく審議が原則である。また、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（令和5年4月6日）においても、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導



くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた」とされたところ。

- 一方で、令和7年度の地方最低賃金審議会では、近隣県等の答申が出た後で審議を行うために、審議会日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- また、全員協議会の議論の中では、目安額に大幅な上乗せをする地域が多数生じる状況が今後も続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではないかと、この意見もあった一方、これらの審議結果の背景には、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたことなど、令和7年度の特異事情があったのではないかと、この意見も出された。

## (2) 対応方針

- 令和5年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第9条第2項<sup>1</sup>の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会での審議を行うべきである。
- とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。
- 審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。
- なお、令和7年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。
- また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべき

<sup>1</sup> 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。(最低賃金法第9条第2項)



である。

- 地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。
- また、中央最低賃金審議会 で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

### 3 発効日についての考え方

#### (1) 課題

- 金額改正の発効日について、最低賃金法第14条第2項では、「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から」とされている。従前は、多くが「公示日から起算して30日を経過した日」から発効する法定発効であり、指定日発効について議論するケースは少なかった。
- 令和7年度は、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定を目安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、地方最低賃金審議会 で、引上げ額だけでなく発効日についても議論が行われた結果、特に、中央最低賃金審議会が示した目安額に10円以上の上乗せをするなど、地域別最低賃金額の大幅な引上げがあった11県において、指定日発効とした結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られた。
- 令和7年度は指定日発効が急増し、過半数の27府県で11月以降の発効となったほか、10月1日発効の栃木県から令和8年3月31日発効の秋田県まで発効日に大きなばらつきが生じた。
- さらに、6県において発効日が令和8年1月以降となったが、これらの県では、地方最低賃金審議会において、
  - ・ 地域別最低賃金引上げに伴う影響率が他地域と比べて高いこと
  - ・ これまで目安額どおりの引上げが続いてきたことから、令和7年度の大幅引上げは県内企業にとってインパクトが大きいことなどの点について公労使委員間で議論が行われた結果、発効日が例年と比べて



大幅に後ろ倒しされることとなったものである。

- 一方で、地域間の発効日の極端なばらつきは、最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあることなどの課題があるものと考えられる。
- 発効日の在り方については、一部の地方最低賃金審議会から、
  - ・ 地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において責任をもって結論を導き出すよう要望する
  - ・ 中央最低賃金審議会において、発効日の在り方や留意すべき点などについて考え方を示した上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当である
  - ・ 発効日の後ろ倒しを当該地域のみで実施した場合、他地域とのバランスの問題が生じるため、制度改正を含め、中央最低賃金審議会でも議論すべき等の意見や要望が出されている。
- 全員協議会の議論において、次のような課題意識が示された。
  - ・ 地方から、発効日をどのように決めれば良いのか分からないという声が多く上がっており、一定の目安を示してほしいという意見も聞かれる。地方最低賃金審議会の委員が考えるべき方向性や考慮要素をある程度明確に示す必要があるのではないか。
  - ・ 発効日の決め方について、地方最低賃金審議会の委員の中に迷いや混乱が生じているように思う。中央最低賃金審議会として地方最低賃金審議会に対し、期待していることをメッセージとして改めて示すべきではないか。
  - ・ 「支払い準備」の解釈が過度に柔軟に広がると発効日の後ろ倒しの歯止めがきかなくなるため、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないか。

## (2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認

- 地域の実情を把握するため、まずは令和7年度の審議において、越年発効となった6県を含め発効日が後ろ倒しとなった府県の背景と賃上げへの影響を確認した。  
(越年発効となった背景)
- 越年発効となった背景については、参考資料1のとおり、県により様々ではあるものの、熊本県を除く5県が、高い引上げ額に言及していた。  
(発効日の後ろ倒しや越年発効の影響(企業や事業所への調査))
- 発効日が越年した県における求人賃金の状況について、ハローワークで受理したパートタイムの新規求人賃金を用いて確認したところ、3月発効の群



馬県・秋田県の両県において、令和7年度改定後の地域別最低賃金額を下回る求人の割合（未達求人割合）は、令和7年7月時点では約6割（群馬県：54.0%、秋田県：66.0%）であったところ、同年12月時点で約4割に減少し、令和8年1月時点で3割弱、2月時点で約1割となった（参考資料2）。

同じ企業を対象に継続して調査したものではないことに留意が必要であるが、本データを令和7年7月の未達求人割合に対する各月の未達求人割合の比率で見ると、群馬県（令和8年3月1日発効）の場合、令和7年12月で約7割（70.7%）、令和8年1月で5割、令和8年2月で1割弱（8.3%）に、秋田県（令和8年3月31日発効）の場合、令和7年12月で6割強（62.6%）、令和8年1月で約4割（40.6%）、令和8年2月で3割弱（28.9%）、令和8年3月に5%台（5.6%）となった。なお、本データはハローワークで受理した新規求人賃金に関するものであり、求人を出した企業が自社従業員の最低賃金近傍労働者の賃上げを行った時期を表したものではないことに留意する必要がある。

- 発効日が例年より後ろ倒しされたことの中小企業への影響に関して、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査を用いた厚生労働省の集計によると、必ずしも地域別最低賃金額の改定による賃上げではない点に留意が必要<sup>2</sup>だが、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が例年より後ろ倒しされ令和7年11月から令和8年3月までの間であった27府県に本社のある中小企業のうち、約8割の企業が「賃金の引上げ時期に影響はない」と回答した一方、約2割の企業は「引上げ時期を遅らせた（遅らせる予定である）」と回答し、その割合は発効日が遅いほど高くなった。また、発効日が後ろ倒しされたことによる企業経営等への様々な影響について、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した一方、約1割の企業は「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答し、同じくその割合は発効日が遅いほど高くなった。（参考資料3）
- さらに、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県の労働局において、地域別最低賃金の引上げの影響率が高い6業種<sup>3</sup>の中小企業・小規模事業者に対し、発効日が後ろ倒しになったことによる賃上げ時期への影響や、その受止め等についてヒアリングを行った。発効日の後ろ倒しを踏まえて賃上げ時期を遅らせたか否かについては、いずれの県でも、「例年より遅らせた」とする事業者もいれば「例年どおり」とする事業者もいた。「遅らせた」事業者の理由として、「賃上げ原資の確保」等

<sup>2</sup> 発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関する厚生労働省の委託調査についても同様の点に留意が必要

<sup>3</sup> ①製造業②運輸業・郵便業③卸売業・小売業④宿泊業・飲食サービス業⑤生活関連サービス業・娯楽業⑥サービス業（他に分類されないもの）



の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も多くあった。一方、「例年どおり」とする事業者の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」との回答が多く、他に、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（福島県、飲食業等）」、「四国4県に支社があるので、一番早いところに合わせて賃上げしている（徳島県、運輸業）」、「（賃上げ時期に期限のある）県の補助金を利用するため（群馬県、製造業）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（福島県、運輸業）」などの回答があった。また、発効時期が例年より後ろ倒しされたことの受止めとして、「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（熊本、生活関連サービス業）」、「人件費を削減できてありがたい（群馬、小売業等）」などの意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（秋田、飲食業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方がよい（徳島県、サービス業）」などの意見があった。（参考資料4）

（発効日の後ろ倒しや越年発効の影響（労働者への調査））

- 他方、発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関して、厚生労働省の委託調査によれば、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県に主な仕事の勤務先がある最賃近傍雇用者（ここでは、時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者を指す。）のうち、約4割の労働者が「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」と回答した一方、3割台半ばの労働者が「遅れた」と回答した。また、地域別最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響について、6割台半ばの労働者が「特に影響はなかった」と回答した一方、約2割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」、約1割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」と回答した。（参考資料5）
- また、同調査において、過去1年間で時間あたり賃金が増えた最賃近傍雇用者について、賃金が増えた時期を確認したところ、「わからない」を除いて、「2025年10月」が3割台半ばと最も多く、「2026年4月」が1割台半ばと次いで多かった。これを令和7（2025）年度の地域別最低賃金の発効日別に見ると、令和8（2026）年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」が4割弱と最も多く、令和8年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」が約3割と最も多く、「2026年3月」が3割弱と次いで多くなった。（参考資料6）



### (3) 全員協議会における議論

- 発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされている。
- こうした中で、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関しては、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論した上で決定することを明確にすべきという意見があった。さらに、就業調整の問題など他制度の課題を最低賃金法の枠組みの中に持ち込むことは、最低賃金法の本来の趣旨を歪めるおそれもあるため、できる限り最低賃金法の目的に即して運用することが望ましいとの意見があった。
- 他方で、特に令和7年度においては、事業者の予想を大きく上回る高い引上げ幅となった地域もある中で、発効日が後ろ倒しされたことは、企業にとって、賃金原資の確保、給与規程の見直し、就業調整の抑制等の観点から一定の意義があったと考えられるという意見があった。また、発効日のばらつき自体が直ちに問題なのではなく、決定理由についての議論と説明が不十分だった点に課題があり、引上げ額と同程度の重みをもって発効日についても議論を尽くし、その理由を対外的に丁寧に説明することで納得性を高めることが重要であるという意見があった。さらに、地方最低賃金審議会が発効日について議論されたことは大きな進展だが、年度ごとに発効日が大幅に変動すると、労使ともに予見可能性を欠くとともに、年度によっては次の発効日までの期間が短くなることによるデメリットについても踏まえるべきであるという意見もあった。
- さらに、引上げ額と発効日の関係について、次の意見があった。
  - ・ 地方最低賃金審議会の審議では、金額と発効日を分けて議論するプロセスを踏むべきである。最低賃金法上も、地域別最低賃金額の決定原則（第9条第2項）と発効時期の規定（第14条第2項）が明確に分けられている。
  - ・ 中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）で「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」と示した趣旨は、発効日を交渉材料にして良いということではなく、引上げ額についてしっかり議論し、引上げを着実に実行できる発効日を地方最低賃金審議会の公労使委員間であわせて議論して決めてほしいという趣旨である。



- ・発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として扱われている。発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきである。物価上昇局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果は更に低くなる。

#### (4) 対応方針

- 公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。
  - ・発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効<sup>4</sup>とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。
  - ・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とすべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。
  - ・指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

#### 4 その他

その他、ランク区分の見直しや、EU指令についての考え方に関して、委員から以下のような意見が出された。

<sup>4</sup> 曜日の都合等により1日～数日程度ずらすようなケースは除く。

### (1) ランク区分の見直し

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
  - ・現在のランク区分は、額差の幅が大きいBランクと、ほとんど幅のないCランクという構造になっており、目安の示し方として、現在のABC区分が妥当なのか改めて検討の余地がある。次の見直しでは、現在のABC区分を前提とした入替えにとどまらず、ランク制度のフレームそのものの在り方について幅広く検討する必要がある。
  - ・ランク区分そのものが、地域間格差を生む一つの要因になっている側面がある。次の見直しでは、どのような指標や考え方に基づいてランクを区分するか、その手法自体についても検証する必要がある。

### (2) EU指令についての考え方

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
  - ・EU指令で示された賃金の中央値の60%や平均値の50%等の水準について議論する際は、均等待遇の見地から、所定内給与だけでなく特別給与も加味して見る必要がある。
  - ・物価や賃金が大きく変動する時代における合理性のある最低賃金の水準について、労働者の生計費や通常の事業の賃金支払能力の観点から、名目上の水準値がどれほど実質的な意味を持つのかについて、今後の議論の中で意識する必要がある。
  - ・日本と諸外国の賃金制度の違いや、OECDによる国際比較において各国のデータに含まれる賃金の範囲等を精査した上で議論を尽くす必要がある。

## 5 今後の取組について

- 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。
- 4(1)及び(2)について、全員協議会で引き続き議論を行うことで合意した。



# 発効日を令和8年1月1日以降に指定した県の根拠

## 参考資料1

| 発効日指定の根拠                                                                |                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>秋田県</b><br>(令和8年3月31日)<br>【1,031円、<br>+16円(+8.4%)】<br>(参考) 影響率：29.3% | <ul style="list-style-type: none"><li>・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであることや、最賃引上げの影響率は全国でも高い水準にあり(令和6年度全国3位)、令和7年度の引上げで更に影響率が高まることが想定。</li><li>・このような状況から、企業の準備期間を十分に確保する必要性が他県と比較しても高く、制度上可能な最大限の準備期間を確保。</li></ul> |
| <b>群馬県</b><br>(令和8年3月1日)<br>【1,063円、<br>+15円(+7.9%)】<br>(参考) 影響率：18.5%  | <ul style="list-style-type: none"><li>・これまで目安を大幅に超える改定を行っていないかったことを受け、企業の準備期間を十分確保する必要性がある一方、企業における給料の締め日の状況や「1日」という県民への分かりやすさの観点を踏まえ、最大限の準備期間を確保。</li></ul>                                                         |
| <b>福島県</b><br>(令和8年1月1日)<br>【1,033円<br>+15円(+8.2%)】<br>(参考) 影響率：21.9%   | <ul style="list-style-type: none"><li>・過去に例を見ない大幅な引上げであること、官公需を含めた価格転嫁などの見直しが必要になること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</li></ul>                                                           |
| <b>徳島県</b><br>(令和8年1月1日)<br>【1,046円<br>+3円(+6.7%)】<br>(参考) 影響率：27.4%    | <ul style="list-style-type: none"><li>・2年間で150円という全国でも例のない大幅引上げとなるため、十分な準備期間を確保する必要があること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</li></ul>                                                       |
| <b>熊本県</b><br>(令和8年1月1日)<br>【1,034円、<br>+18円(+8.6%)】<br>(参考) 影響率：21.6%  | <ul style="list-style-type: none"><li>・8月10日からの大雨で県内に大きな被害が生じたため、使側は復旧に時間を要するとして令和7年度は例年よりも指定日発効を強く要望した。労側は当初、最賃と今回の大雨被害は別の問題として早期発効を求めたものの、被害状況を踏まえて令和7年度に限った特殊事情として最終的に同意し、答申時期も考慮して発効日を1月1日とすることで労使が合意。</li></ul> |
| <b>大分県</b><br>(令和8年1月1日)<br>【1,035円、<br>+17円(+8.5%)】<br>(参考) 影響率：27.6%  | <ul style="list-style-type: none"><li>・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであること、最賃引上げの影響も令和6年度時点で27.6%と高い水準であったが、令和7年度の引上げで更に高まること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</li></ul>                  |

(注) 影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値(全国平均23.2%)。事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)が調査対象。



## 2 発効日について

### 引上げ後の最低賃金を下回ることとなるパートタイム求人の割合 (2025年7月～26年3月、新規求人、全国平均)

## 参考資料2

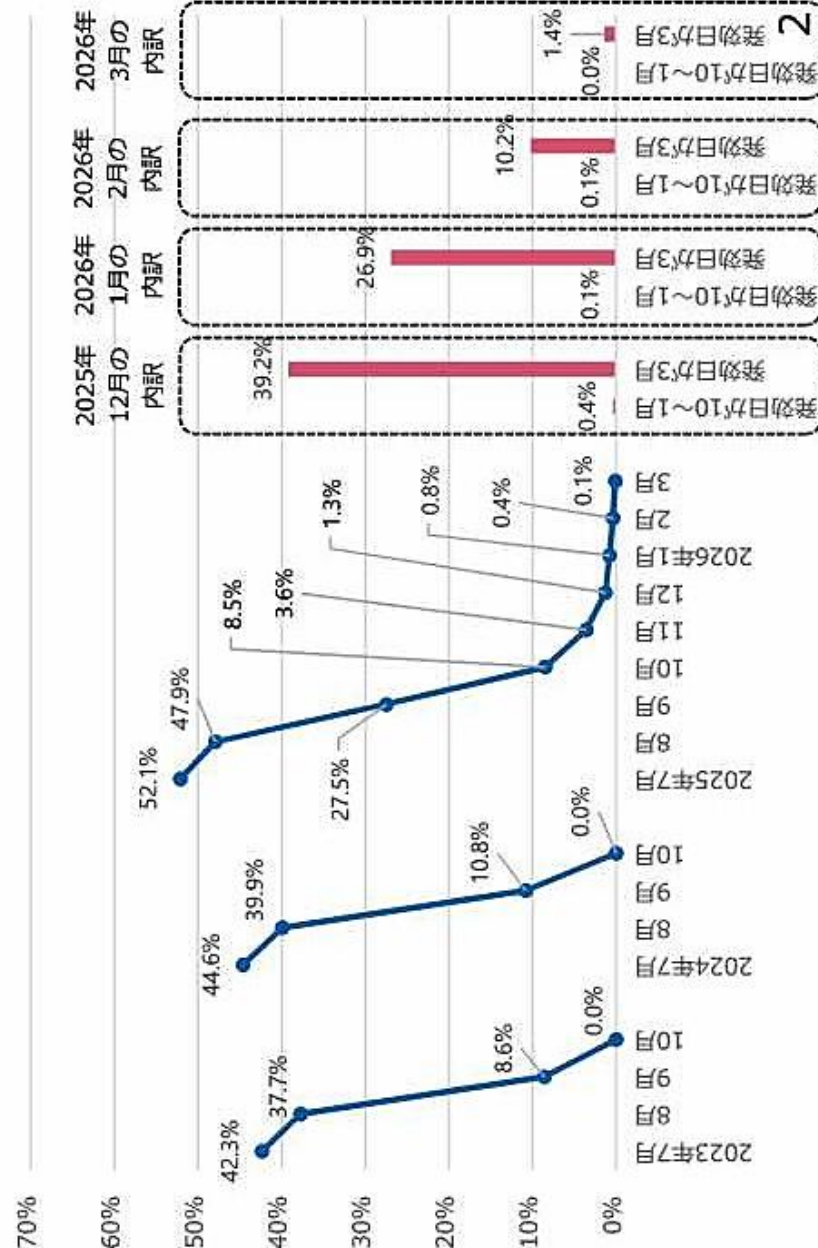
○ ハローワークで受理したパートタイムの求人賃金を用いて、引上げ後の最低賃金を下回ることとなる求人の割合（以下、「未達求人割合」という。）を特別集計した。最低賃金との比較に用いる求人賃金は、各求人に記載された「支給額（基本給＋定額的に支払われる手当）」における「下限額」を用いた。

○ 令和7年度の全国平均の未達求人割合は、2025年7月は52.1%、8月は47.9%、9月は27.5%、10月は8.5%、11月は3.6%、12月は1.3%、2026年1月は0.8%、2月は0.1%となっている。発効日が3月の2県の未達求人割合についてみると、2025年12月は39.2%（発効日が10～1月の45都道府県では0.4%）、2026年1月は26.9%（同0.1%）、2月は10.2%（同0.1%）、3月は1.4%（同0.0%）となっている。

※ 既に引上げ後の最低賃金が発効している都道府県であっても、月の後半に発効する場合や夜間の守衛など断続的労働に関する減額特例のケースも含まれることから、割合が0%になっていない場合もあることに留意。

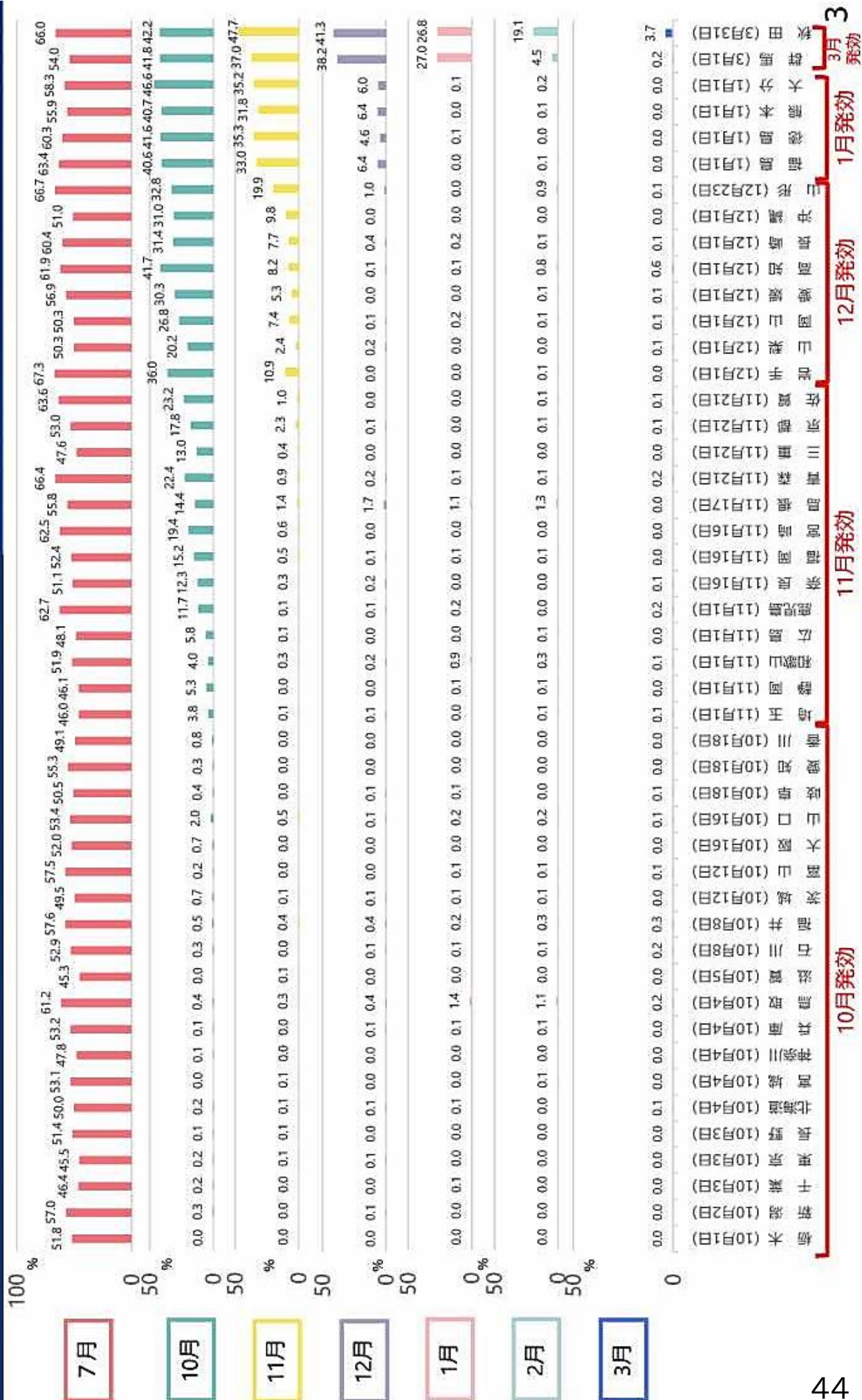
未達求人割合（全国）の推移

|             | 新規パート<br>求人数<br>(全体) | 支給額（下限額）<br>が引上げ後の最低<br>賃金を下回ること<br>となる求人数 |
|-------------|----------------------|--------------------------------------------|
| 2023年7月     | 320,100              | 135,536                                    |
| 8月          | 332,922              | 125,572                                    |
| 9月          | 326,980              | 28,052                                     |
| 10月         | 361,178              | 351                                        |
| 2024年7月     | 322,866              | 144,038                                    |
| 8月          | 296,312              | 118,324                                    |
| 9月          | 311,026              | 33,628                                     |
| 10月         | 362,915              | 600                                        |
| 2025年7月     | 315,590              | 164,322                                    |
| 8月          | 277,463              | 132,797                                    |
| 9月          | 297,333              | 81,833                                     |
| 10月         | 333,179              | 28,240                                     |
| 11月         | 273,522              | 9,807                                      |
| 12月         | 295,966              | 3,842                                      |
| うち発効日10月～1月 | 288,901              | 1,069                                      |
| うち発効日3月     | 7,065                | 2,773                                      |
| 2026年1月     | 347,209              | 2,667                                      |
| うち発効日10月～1月 | 338,240              | 253                                        |
| うち発効日3月     | 8,969                | 2,414                                      |
| 2026年2月     | 308,324              | 1,084                                      |
| うち発効日10月～1月 | 300,350              | 272                                        |
| うち発効日3月     | 7,974                | 812                                        |
| 2026年3月     | 306,624              | 263                                        |
| うち発効日10月～1月 | 298,527              | 146                                        |
| うち発効日3月     | 8,097                | 117                                        |





## 2 発効日について 各都道府県の未達求人割合(%)の動向 (発効日順、求人の就業地別、2025年7月、10月～26年3月)





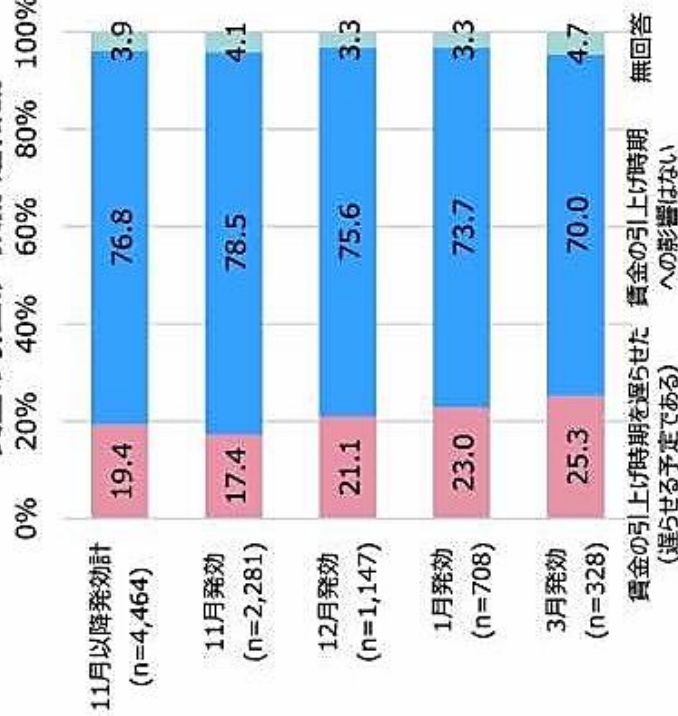
## 2 発効日について

### 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの中小企業への影響

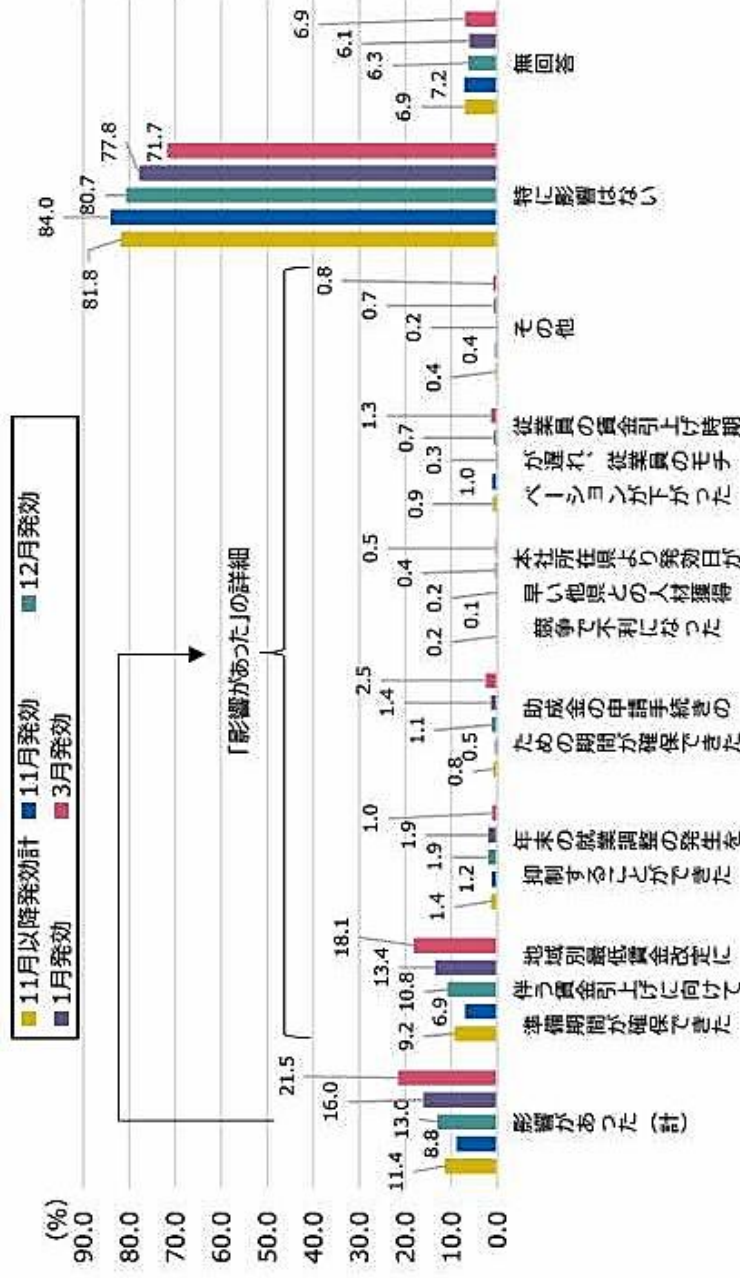
- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、発効日が遅いほどその割合は高い。何らかの影響があったと回答した企業の中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

#### 発効日が遅くなったことに伴い

##### 賃金の引上げ時期が遅れたが



#### 発効日が遅くなったことによる影響 (複数回答)



(資料出所) JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2025年)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。

調査対象は従業員規模1人以上300人未満の企業。調査期間は2026年1月23日～2月20日(3月末までに到着した調査票を集計)。

(注) 集計対象企業(8,754社)のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、岩手、山形、山梨、長野、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、大分、熊本、大分(以上、1月発効)、秋田、群馬(以上、3月発効)のいずれかである企業(4,464社)について集計。「発効日が遅くなったことによる影響(複数回答)」(右図)の「影響があった(計)」は、合計から「特に影響はない」「無回答」を控除したもの。なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れた」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

➤ 発効日が越年した6県（秋田、群馬、福島、徳島、熊本、大分）において、最低賃金引上げの影響率が高い6業種（※）の従業員数概ね300人未満の中小・零細事業者（又は各事業所の人事労務責任者）に対し、発効日が後ろ倒しされたことによる賃上げへの影響等についてヒアリングを行った（1県当たり30～40事業所）。

（※）①製造業、②運輸業・郵便業、③卸売業・小売業、④宿泊業・飲食サービス業、⑤生活関連サービス業・娯楽業、⑥サービス業（他に分類されないもの）



（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模20～49人、50～99人の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。
- 賃上げ時期を遅らせたメリットとして、準備期間のほか、「約半年分、賃上げ分の支払いがなかったことはありがたい（生活関連サービス業・娯楽業）」、「業績の低迷を抑えられた（同）」等の意見があった。また、「価格転嫁がすぐにできない業種なので、準備期間が長く取れてよかった（運輸業）」等の意見もあった。
- 一方で、「例年遅れると、県内でも体力のある企業とそうでない企業に差が生じ、体力のない企業はますます採用が厳しくなる（宿泊業）」など、メリットとともにデメリットを指摘する意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所は、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする答えが多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きいため、（発効日が後ろ倒しになったことで）対策を取ることができた（生活関連サービス業）」とする意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（飲食業）」、「令和8年度の発効時期を考えると、3月末まで遅らせる必要はなかった（卸売業・小売業）」とする意見もあった。

### （ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「1～4人」、「5～9人」の事業所を中心に、約50の事業所にヒアリングを行った。

### （賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。また、「遅らせた」とする事業所の中には、「群馬県の賃上げ補助金を利用するために例年より1か月だけ遅らせた（製造業）」（※）との意見もあった。当該事業所は、「県の補助のおかげで大幅な賃上げだという気持ちにならず対策を練れた」と回答。
- （※）当初、令和7年11月末までに賃上げを行った事業所が対象となっていた。
- 「例年どおり」とした事業所の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多く、ほかに、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため（製造業）」、「早期の賃上げが社員のやる気につながる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

### （発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「人件費を削減できてありがたい（小売業等）」、「提供するサービスの単価を上げるなど賃上げ原資確保に向けた対応ができた（生活関連サービス業）」、「取引先によっては人件費上昇分の価格転嫁にすぐに対応してもらえないので、交渉期間がたってよかった（製造業）」などの意見があった。一方で、「会社としては助かるが、従業員からは不満が出ると感じる（卸売業・小売業）」などの意見があった。



## 福島県（発効日：令和8年1月1日）

### （ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

### （賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。遅らせたメリットとして、「人件費を抑制できた」とする意見が多くあったが、「10月発効の県にも事業所があるため、会社として2度の対応が必要になった（運輸業）」ことを課題として挙げる事業所もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（飲食業等）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（運輸業）」などの意見もあった。

### （発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きかったので、（発効日まで）余裕ができたのは利点だが、10月発効の県に所在する事業所は10月に賃上げを行ったため、2度の対応が煩雑だった（運輸業）」等の意見があった。



### （ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

### （賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との意見が多くあった。遅らせたメリットとして、「事務的な準備期間のほか、人件費抑制の面でも助かった（飲食業）」、「パート労働者の就業調整を避けられた（製造業）」等の意見があった。また、「県内の下請けとの関係で、1月1日の発効日に合わせて価格転嫁に際する（まとめて）対応した（製造業）」との意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「香川が本社で四国4県に支社があるので、金額は一番高いところ、発効日は一番早いところに合わせて賃上げしている（運輸業）」との意見があった。

### （発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃金改定の手続きに要する時間が確保できた（製造業）」、「決定から発効まで3か月程度あった方が良いので、今回の1月はよかった（運輸業）」と評価する意見があった一方で、「四国4県に支店があるため、県ごとにばらばらにならない方が良い（卸売業、小売業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（サービス業）」との意見もあった。

### （ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

### （賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。その他、「賃金規程の見直しのため（卸売業・小売業等）」や「発注先と契約料金アップの交渉を行ったため（サービス業（他に分類されないもの）」、「新年度の契約更新時に人件費等の価格転嫁を行うため、10月に賃上げすると半年分の人件費増加分を自社で先行負担する必要があるが、その先行負担分を減らすため（同）」などの回答があった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

### （発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（生活関連サービス業）」、「人件費支出を3か月分抑制できたため、収益にプラスとなった（小売業）」、「価格転嫁や契約見直しの準備期間を確保できた（サービス業（他に分類されないもの）」との意見があった一方で、「『最低賃金改定済み』と他県のニュースが先行して流れるので、従業員への説明が必要になった（生活関連サービス業）」などの意見もあった。
- 他県よりも後ろ倒しになったことについて、「佐賀県にも事業所があるので、発効時期を統一してほしい（運輸業）」、「（全国に店舗があるが）賃金計算は本社一括で対応するため、発効日がばらばらだと担当者の業務が煩雑になる。発効日又は月を統一してほしい（小売業）」との意見があった。

### （その他）

- 発効日の周知に関して、「今回、例年の10月から後ろ倒しとなった正式な理由もよくわからない。毎年変わるなら、企業側への説明も必要ではないか（製造業）」との意見があった。



### （ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

### （賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「最低賃金の発効時期に合わせた」との回答が多かったが、ほかに、「上げ幅が大きかったのでバランスを取るため全社的な賃上げを行ったことから準備期間が必要だった（製造業）」等の意見があった。
- 「遅らせた」利点として、「資金繰りなどの準備ができた（製造業）」、「（発効日の前日までが申請期限となっている）業務改善助成金を有効に活用できた（生活関連サービス業）」等の意見が出された。他方で、「（発効時期が異なる）他県にも支店があるため、従業員同士で不公平感が生まれる可能性がある（運輸業）」等の意見もあった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

### （発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「利点があるので、もっと遅らせても良い（製造業）」、「上がり幅が大きいので、中小・零細企業の資金繰りを考えると納得（製造業）」などの意見がある一方で、「他県に営業所があるので、できれば発効日は全国一律にしたい（運輸業）」、「（複数県で事業展開しているため、）都道府県によって発効日が異なると賃上げのタイミングが何度もあり、担当部署によって負担（飲食業）」、「他県と発効日が異なる場合には余裕をもって周知してほしい」等の意見もあった。

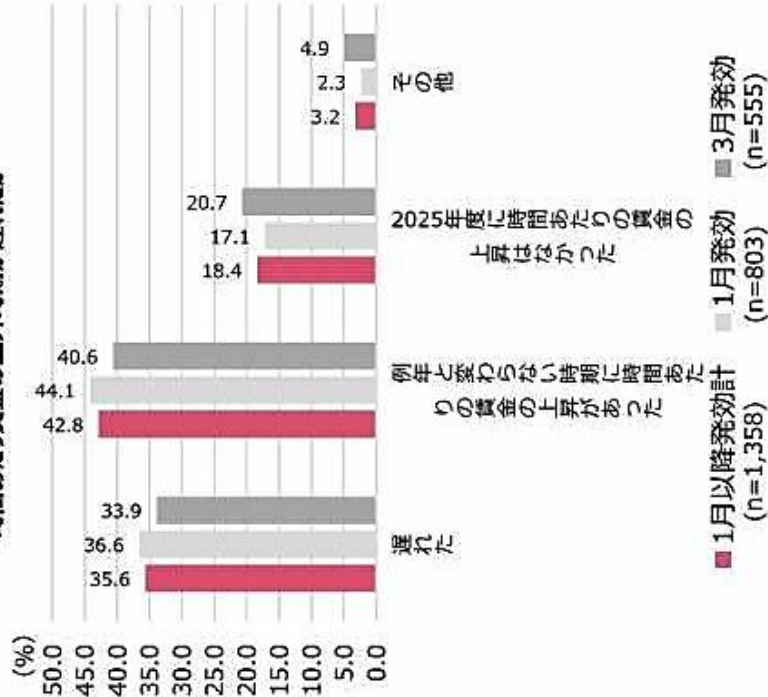


## 2 発効日について

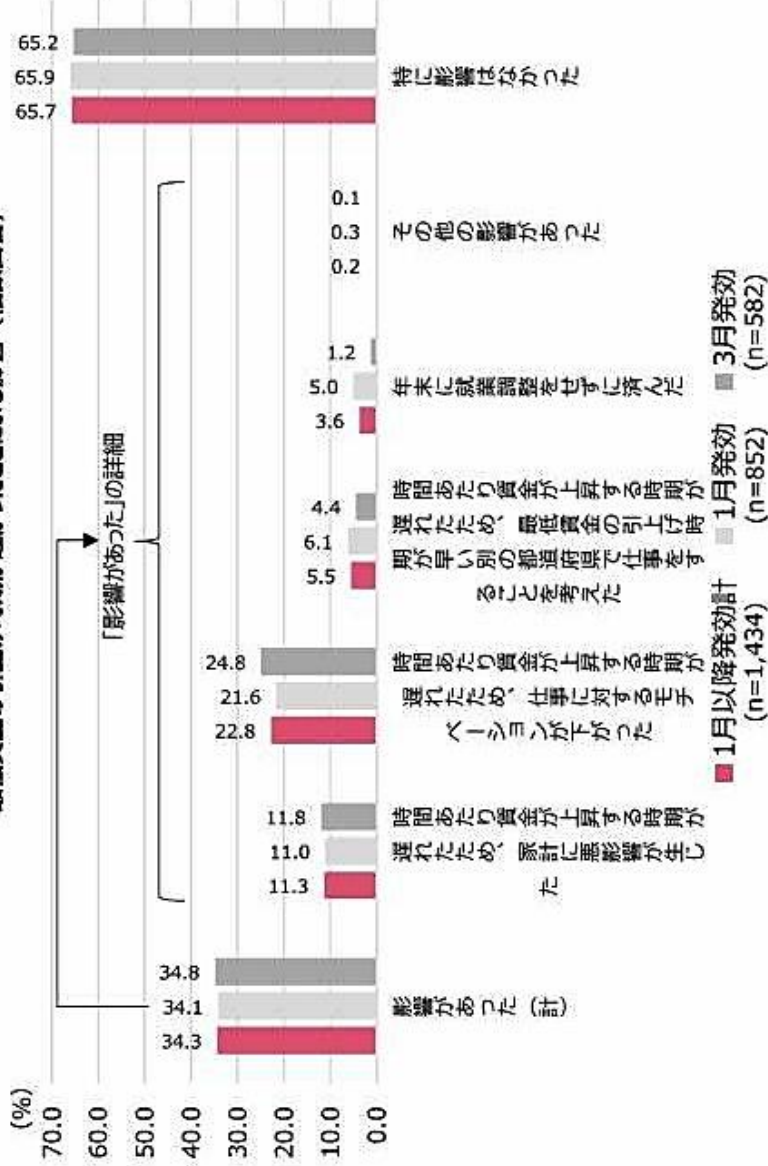
### 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの最賃近傍雇用者への影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」が34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金の上昇する時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金の上昇する時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）



（資料出所）株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2026年、厚生労働省委託事業）の調査結果をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。

調査対象は時間あたり賃金が動労協会の地域別最低賃金の1.4倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（最賃近傍雇用者）。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。

集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢層、勤続年数、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、後処理を行っている。

（注）2025年度における最賃の引上げが例年より遅く2026年1月～3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。

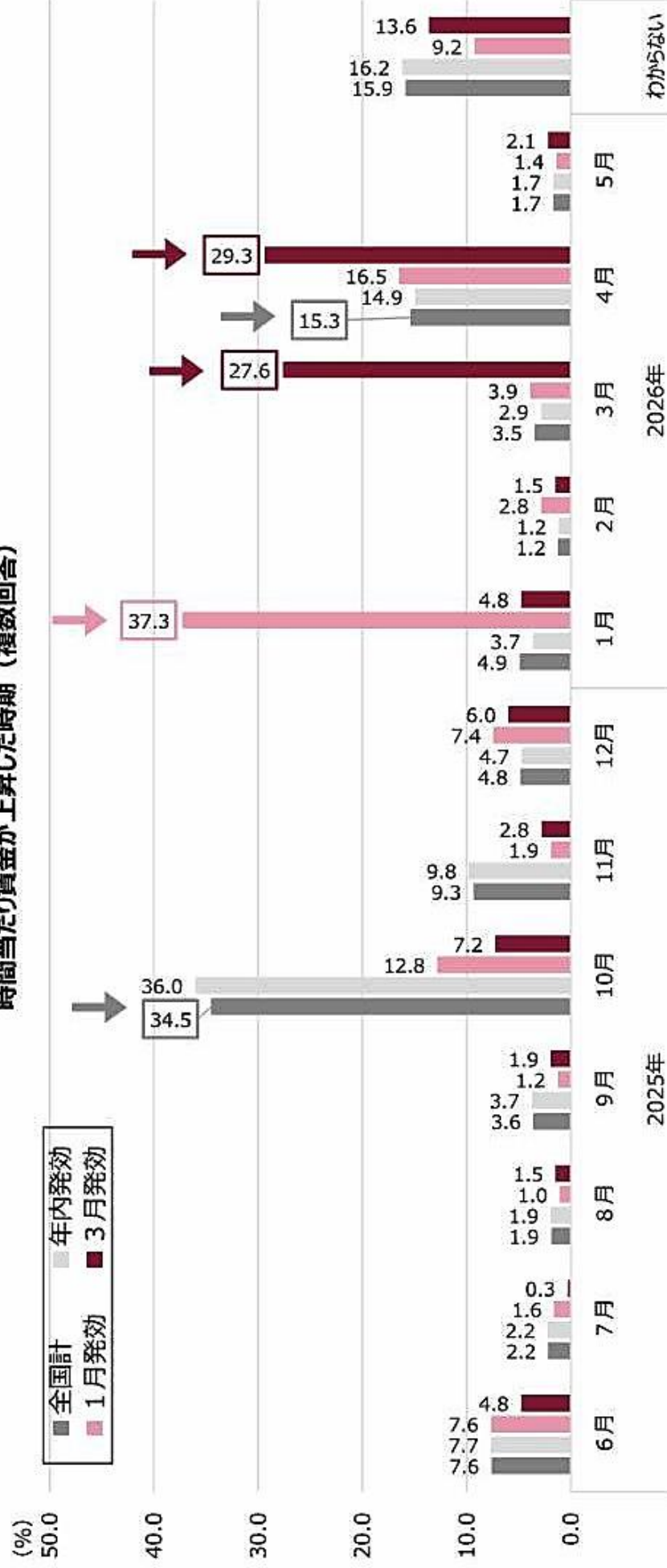
（注）集計に用いたサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問回答の割合を調整した（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はなかった」を除いたもの。



## 発効日別にみた最賃近傍雇用者の時間当たり賃金が上昇した時期

- 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が上昇した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」(34.5%)が最も多く、「2026年4月」(15.3%)が多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」(37.3%)が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」(29.3%)が最も多く、「2026年3月」(27.6%)が次いで多くになっている。

時間当たり賃金が上昇した時期（複数回答）



(資料出所) 株式会社ロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年、厚生労働省委託事業)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。  
調査対象は時間当たり賃金が最賃近傍の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤続している者(最賃近傍雇用者)。調査期間は2026年5月1日～15日、WEB上でのモニター調査。

集計にあたっては、「令和7年度賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、適正処理を行っている。  
本調査内での疑問点の回答内容が整合的でない回答者(全4,033サンプル中76)を除いて集計した。有効回答者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者(全体の56.3%(複元処理後の集計値))について集計。  
「1月発効」は福島、新潟、熊本、大分の各県(集計に用いたサンプル数は複元前510)、「3月発効」は秋田、群馬の各県(同389)、「年内発効」はそれ以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。  
複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。